

青森労働局発表

平成31年2月4日

報道関係者各位

【照会先】

青森労働局職業安定部需給調整事業室

室長 鈴木 彰

需給調整指導官 佐藤 聡

電話 017(721)2000

## 労働者派遣法違反に係る告発

青森労働局（局長 うけぞの 請園 きよと 清人）は、平成30年3月12日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、青森県むつ警察署に告発した。

### 記

#### 第1 被告発人

- 1 有限会社 佐々木鉄筋工業  
（所在地 青森県下北郡大間町大字奥戸字新釜22番地7）
- 2 同社 代表取締役（67歳 男）

#### 第2 罪名及び罰条

労働者派遣法違反  
同法第4条第1項第2号  
同法第59条第1号（罰則）  
同法第62条（両罰規程）

#### 第3 事案の概要

- 被告発人は、上記所在地に本店を置き、鉄筋工事業を営むものであるが、労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する労働者派遣が禁止されている建設業務への労働者派遣を行った疑いがある。

#### 第4 事案の端緒等

- 1 平成28年8月3日、青森県下北郡東通村内の足場組立解体工事現場において、被告発人が雇用し、派遣先A社に派遣された作業員Bが、高所作業を行うにあたり、墜落防止措置が講じられていなかった結果、高さ23メートルの作業床から転落、死亡する労働災害が発生している。
- 2 告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、青森県むつ警察署から書類送検した旨の連絡を受けたため、本日公表するものである。

【参考】

○ 労働者派遣法（抄）

（用語の意義）

**第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

**第4条** 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）

**第59条** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者

**第62条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 刑事訴訟法（抄）

（告発）

**第239条**

- 2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

（告訴・告発の方式）

**第241条** 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

（告訴・告発を受けた司法警察員の手続き）

**第242条** 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。